



平成22年9月30日

登録番号 31275 番

道垣内 正 人 殿

(一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事)

第一東京弁護士会  
公益活動運営委員会  
委員長 高橋 英



## 上申書に関する報告と照会

(公益活動の対象活動としての認定に関する件)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴殿より上申のありました件(別紙の上申書(写し))につきまして、当委員会にて審議を行ってまいりました。その経過の報告ならびに照会を申し上げます。

### 【ご報告】

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「日本スポーツ仲裁機構」という。)を公益活動に関する会規(以下、「会規」という。)2条2号トの「本会が指定する紛争解決機関」として指定するものといたしました。

### 【照会事項】

日本スポーツ仲裁機構の代表理事又は執行理事としての日常業務に従事することを会規第2条3号のプロボノ活動として認定する件ですが、当会で認定されるプロボノ活動は、あくまでも法律の専門家としての法律事務の提供であることとされており、(『公益活動義務履行の手引き』14頁「(1)法律事務の提供」をご参照下さい。)代表理事又は執行理事の活動がその要件に該当されるかについて現在検討をしておりますが、ご提出の上申書のみではその点の詳細は分かりませんでした。従いまして以下ご照会申し上げ、引き続き検討したいと存じます。

「日本スポーツ仲裁機構の代表理事又は執行理事の日常業務の詳細ならびにそれらの業務が法律事務であること」のご説明をお願いいたします。

照会への回答は以下の送付先へご提出をお願いいたします。尚、次回の委員会は10月27日(水)を予定しております。

敬 具

《回答送付先：問合せ》

公益活動運営委員会担当事務局：会員課 岡本

(TEL 03-3595-8580/FAX03-3595-85878)

〒100-0013 千代田区霞ヶ関1-1-3 11階 第一東京弁護士会



## 上申書

2010年3月4日

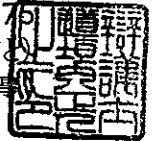
公益活動運営委員会  
委員長 高橋英一殿

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士(第一東京弁護士会)

登録番号 31275

道垣内正人(どうがうち・まさひ)

(一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事)



下記の活動について、公益活動に関する会規(以下、「会規」という。)の適用上、「公益活動」と認めることにつき、ご検討下さいますようお願い申し上げます。これは、会規第2条第2号トの「本会が指定する紛争解決機関」として一般財団法人日本スポーツ仲裁機構を指定すること、又は、会規第2条第3号の「無償又は無償に準ずる低額な報酬で行う法律事務の提供」(プロボノ活動)のうち、ニの「その他社会的に有益な活動をする団体で、かつ、財政的基盤の乏しいものに対する法律事務の提供」として認定すること、等の方法により実現できるのではないかと思考いたします。よろしく願い申し上げます。

### 記

1. 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の代表理事又は執行理事として同機構の日常業務に携わること。
2. 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁人又は調停人として実際に案件処理に携わること。

なお、上記1の職は無報酬であり(同機構定款第34条第1項)、また、上記2の仲裁人・調停人の報酬は、同機構のスポーツ仲裁人報償金規程2条等により、「仲裁人報償金は、原則として1事案5万円とする。日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して10万円までの範囲内で増額を決定することができる。」とされています。

以上